

# 消費税軽減税率制度説明会のご案内

消費税軽減税率制度の実施時期（10月1日）が迫ってきました！

## 準備はお済みですか？

～消費税軽減税率制度は、すべての事業者に関係する制度です～

税務署では、事業者の方に知っておいていただきたい軽減税率制度のポイントと「区分経理」から「消費税申告書の作成」までについての説明会を開催します。

### ● 説明会の内容

- ・ 消費税軽減税率制度の概要
- ・ 区分経理（記帳）から消費税申告書までの流れ

### ● 消費税軽減税率制度説明会の開催日程等

開催月日	開催会場		受付	説明会
8月26日（月）	昭和村	昭和村公民館	13:30	14:00～ 15:30
8月27日（火）	三島町	三島町町民センター		
8月28日（水）	磐梯町	磐梯町中央公民館		
8月29日（木）	金山町	金山町中央公民館		
8月30日（金）	猪苗代町	学びいな		
9月 2日（月）	湯川村	湯川村公民館		
9月 3日（火）	柳津町	やないづふれあい館		
9月 5日（木）	会津美里町	じげんプラザ		
9月 6日（金）	会津坂下町	会津坂下町中央公民館		
9月11日（水）	会津若松市	アピオスペース （展示ホール）	9:30	10:00～ 11:30
			13:30	14:00～ 15:30

※ 席数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

## 軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0120-398-111（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

## 軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）

【専用ダイヤル】 0120-205-553（無料）

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の  
「その他のバナー一覧」  
をクリック

こちらを  
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから  
特設サイトへ



## 消費税価格転嫁等総合相談センターにおける相談対応

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されています。

センターでは、①転嫁に関する問合せ、②広告・宣伝に関する問合せ、③消費税総額表示に関する問合せ、④便乗値上げに関する問合せのほか、軽減税率制度の概要に関する問合せを受け付けています。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

【専用ダイヤル】 0570-200-123

【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

【メール】 ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

【URL】 [http:// www.tenkasoudan.go.jp](http://www.tenkasoudan.go.jp)

## 【お問合せ先】

会津若松税務署 法人課税第一部門 電話 0242-27-4311（内線222）

（お電話の際は、音声ガイダンスに沿って『2』を選択してください。）

この文書による行政指導の責任者は、会津若松税務署長です。